

## 新型コロナウイルス感染症に係る京都府の対応状況

令和2年3月4日  
京都府新型コロナウイルス  
感染症対策本部

### 1 府内における患者発生状況

	住所	感染者	確認	現状	濃厚接触者
1例目	京都市	20代女性	1月30日	2月11日退院	なし
2例目	京都市	20代男性	2月5日	2月8日退院	1名:検査陰性
3例目	京都市	50代女性	3月3日	入院中	調査中

### 2 京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議等開催状況

期日	国等の動向等	京都府対応
1月22日(水)		16:30 部局長連絡会議(副知事)
1月28日(火)	指定感染症指定(閣議決定)	16:00 部局長会議(知事)
1月30日(木)	国対策本部設置(閣議決定) 府内感染者確認(1例目)	13:00 対策本部設置 22:00 第1回対策本部会議(知事)
1月31日(金)	WHO緊急事態宣言	17:15 府市合同記者会見(知事)
2月1日(土)	指定感染症前倒し施行	
2月5日(水)	府内感染者確認(2例目)	
2月12日(水)		14:00 第2回対策本部会議(知事)
2月21日(金)		17:00 第3回対策本部会議(知事)
2月25日(火)	対策基本方針	
2月26日(水)	大規模イベント中止・延期要請	
2月27日(木)	小中学校高校休校要請	17:00 第4回対策本部会議(知事)
3月3日(火)		17:00 第5回対策本部会議(知事)

### 3 京都府の主な取組

#### (1) 検査及び診療体制の強化

- 京都府保健環境研究所と京都市衛生環境研究所との協力による検査体制の整備(1月31日)
- 医師会等の医療関係団体との連絡会議による情報共有、適切な対応の周知(1月30日、2月4日、14日、26日、27日、3月2日)
- 帰国者・接触者外来を設置し、帰国者・接触者相談センター(保健所等)を通じた受診調整を実施(2月6日、2月18日より24時間対応に拡充)
- 1日2~3回PCR検査を土日祝日含めて実施
- 保健所によるクルーズ船下船者(陰性確認)の健康フォローアップ(府市合わせて20名)(検査実施状況)

(3月3日現在)

検査機関	京都府・京都市	国立感染症研究所
検査人数	144人	1人
陽性	2人	1人
陰性	142人	0人

#### (2) 府民への情報提供

- 府ホームページで注意喚起メッセージ掲載(1月24日~)、2月6日から専用ページを立ち上げ、手洗い勧め等の感染防止対策、専用相談窓口、事業者向けの融資制度等を周知。英語及び中国語でも、電話相談窓口情報等、関連情報を掲載
- 国際センター、大学コンソーシアム京都を通じて留学生等外国人住民へ周知し、府内市町村とも情報共有
- ツイッター(1月24日~)、ラジオ(2月1日~)、府民だより(3月号)等による情報発信

- 府庁及び各保健所に専用相談窓口(帰国者・接触者相談センター)を設置(1月29日、2月18日～府庁を24時間対応に拡充)

(3月2日現在)

(専用相談窓口相談件数)

	府庁	保健所	備考
1月29日～2月17日	896件	485件	日平均 69件
2月18日～3月 2日	1,676件	794件	日平均 176件
合計	2,572件	1,279件	
		3,851件	

### (3) 中小企業等への支援

- 京都市と連携して、新型コロナウイルス感染症により売上高が減少する等の影響を受けた中小企業者等を支援するため、「新型コロナウイルス対応緊急資金」融資制度を創設。(2月6日)  
(相談・申込状況) 2月26日時点

申込 40件

申請についての相談 1,871件(申込40件を除く)

- セーフティネット保証4号(自然災害等)の適用地域として全都道府県が指定(3月2日)されたことを受けて、京都市と連携し、既存融資に加え、別枠保証による融資限度額を拡大。

※指定期間は2月18日から6月1日まで  
併せて、2月6日から開始している「新型コロナウイルス対応緊急資金」についても資金使途を運転資金に加え、設備資金にも使えるように拡大。(3月2日)

- セーフティネット保証5号(不況業種関係)の指定業種として、新たに旅館・ホテル、レストラン等の40業種を追加指定(3月6日告示予定)する旨、中小企業庁HPにて公表(3月3日)。  
追加指定を受け、告示日から融資申込が可能となるよう金融機関と調整中。

※指定期間は3月6日から3月31日まで(4月1日以降も指定業種の見直しをしつつ継続)

### (4) 京都舞鶴港の状況

- 港湾関係事業者に対し、国家安全保障会議決定により、日本へ上陸の申請日前14日以内に以下地域の滞在歴がある外国人等について、原則、本邦に上陸することができないことを情報提供  
・中国 湖北省(2月1日～)、浙江省(2月13日～)  
・韓国 大邱広域市及び慶尚北道清道郡(2月27日～)  
○新型コロナウイルス感染症の発生状況と感染防止対策に係る情報共有、関係機関の連携を図るため舞鶴港健康危機管理連絡会議を開催(大阪検疫所主催 2月10日)  
○京都舞鶴港へ入港予定のクルーズ船キャンセル情報  
・コスター・ベネチア(4月3日予定) ・クイーン・エリザベス(5月10日予定)  
・サファイア・プリンセス(6月14日予定)

### (5) 府主催イベント等の中止等

- 府が主催または共催する大規模なスポーツや文化イベントのうち、ARTISTS' FAIR KYOTO 2020、全国車いす駅伝、京都・和食の祭典、京都・東山花灯路等、7件の中止を決定  
(中止を決定した主なイベント)

イベント名	開催日	場所	来場者
ARTISTS' FAIR KYOTO2020	2/29～3/1	京都文化博物館等	5千人
京都のええもん市	3/3	ANAクラウンプラザホテル	6百人
京都・東山花灯路	3/6～3/15	東山地域	90万人
第31回全国車いす駅伝競走大会	3/7～3/8	国際会館～西京極運動公園	5千人
ポケットマルシェけいはんな記念公園	3/7～3/8	けいはんな記念公園	1万人
京都・和食の祭典	3/7	西本願寺	1万人
京都府庁こだわりマルシェ	3/8	京都府庁旧本館	1千人

- その他の府主催等のイベントについても、府民の皆様に参加いただくこととしていた約100件を中止とし、その他も開催の必要性を改めて検討中

## (6) 小中学校、高校等の臨時休業

### (公立学校)

○3月3日(火)から3月13日(金)まで、府立中学校、府立高等学校、府立特別支援学校(74校)について臨時休業(2月28日)

○卒業式や高校入試については、感染防止対策を執った上で実施

○府内市町(組合)立学校についても、府教育委員会から市町(組合)教育委員会に対し、国の通知を踏まえ、府立学校の対応も参考に速やかに実施するよう依頼(2月28日)し、伊根町を除き、京都市が3月5日から臨時休業、その他の市町村は3月2日午後又は3月3日から臨時休業を実施(終期は、12日又は13日までが12市町、23日又は24日までが11市町、登校の指示があるまでが1市)

※伊根町については、3月6日まで通常授業の上、以降の対応は3月6日に判断

### (私立学校)

○府内の各私立小学校、中学校、高等学校及び専修学校(高等課程)に対しては、文部科学省からの要請を通知(2月28日)し、期間等はそれぞれであるが、全82校(小学校10、中学校24、高等学校42、専修学校(高等課程)6)で、臨時休業を実施

○私立幼稚園については、教育機関であるとともに、保育機能を有していることもあり要請の対象外となっており、保護者のニーズ等、各園の事情に応じた対応を要請

### (保育園等)

○保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の施設や事業所については、感染の予防に留意した上で、開所いただくよう市町村に依頼(2月28日)

## (7) 府職員の柔軟な勤務体制

○公共交通機関を利用して出勤する職員の時差出勤の取扱いに関する職員長通知の発出(2月21日)

### (出勤状況)

(3月2日の状況)

出勤形態	実施者数(合計172人)	備考
8時00分出勤(30分前倒)	88人	対象者
9時00分出勤(30分後倒)	42人	(公共交通機関利用通勤者)
9時30分出勤(1時間後倒)	42人	

○本人又は家族が感染した場合及び学校の臨時休業に伴い出勤することが困難な場合に特別休暇を承認(3月1日から適用、国家公務員も同様)

## (8) 国への要望

○全国知事会「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言」(2月5日)、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言」(2月21日)



**新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉臨時休業について  
(令和2年3月2日現在)**

○府立学校

校種	休業期間		備考
	始期	～	
高等学校	3月3日(火)	～	3月13日(金)
附属中学校	3月3日(火)	～	3月13日(金)
特別支援学校	3月3日(火)	～	3月13日(金)

○市町(組合)立学校

市町名	休業期間		備考
	始期	～	
向日市	3月3日(火)	～	3月24日(火)
長岡京市	3月3日(火)	～	3月24日(火)
大山崎町	3月3日(火)	～	3月24日(火)
宇治市	3月3日(火)	～	3月24日(火)
城陽市	3月2日(月)午後	～	3月24日(火)
八幡市	3月3日(火)	～	登校の指示があるまで
京田辺市	3月2日(月)午後	～	3月24日(火)
木津川市	3月3日(火)	～	3月13日(金)
久御山町	3月2日(月)午後	～	3月24日(火)
井手町	3月2日(月)午後	～	3月13日(金)
宇治田原町	3月3日(火)	～	3月13日(金)
精華町	3月3日(火)	～	3月23日(月)
相楽東部広域連合	3月2日(月)午後	～	3月12日(木)
亀岡市	3月3日(火)	～	3月13日(金)
南丹市	3月3日(火)	～	3月13日(金)
京丹波町	3月3日(火)	～	3月13日(金)
綾部市	3月3日(火)	～	3月13日(金)
福知山市	3月3日(火)	～	3月23日(月)
舞鶴市	3月3日(火)	～	3月23日(月)
宮津市	3月3日(火)	～	3月13日(金)
京丹後市	3月3日(火)	～	3月13日(金)
伊根町		～	3月6日(金)まで通常授業。3月9日(月)以降については、3月6日(金)に判断。ただし、近隣市町で発生した場合は、一斉休業とする。
与謝野町	3月3日(火)	～	3月13日(金)
与謝野町宮津市中学校組合	3月3日(火)	～	3月13日(金)
京都市	3月5日(木)	～	春休みまで

## 臨時休業に伴う子供の居場所の確保のための通知概要

### 1. 子供の居場所確保に向けた取組方策

#### (1) 子供の居場所確保に向けた人的体制の確保

##### ① 放課後児童クラブ等の業務に教職員が携わることについて

教職員が日常的に放課後児童クラブ等の業務に携わることは想定されないが、人的体制を確保する上で、学習指導や生徒指導等に関する業務に携わることは可能。

なお、学校の教職員については、学校が臨時休業中であっても様々な業務が想定されることに留意（学級担任による児童生徒への連絡や家庭訪問など）。

##### ② 学校において子どもを預かることについて

設置者の判断により、以下のように柔軟に対応することも可能

- ・保護者のやむを得ない事情で自宅で過ごすことが困難な小学校低学年の児童を対象に、通常の課業時間において学校に受け入れ、自習、校庭や体育館での活動等を実施
- ・地域住民等の参画を得て行う「放課後子供教室」の活用

#### (2) 学校の教室等の活用

密集性を回避し感染を防止すること等から、一定のスペースが必要であり、教室・図書館・体育館等が利用可能である場合は積極的に活用

#### (3) その他の留意事項

- ・環境衛生管理に留意すること。
- ・学校給食の提供について、家庭や地域の実情を踏まえ適切に検討すること。
- ・特別支援学校等の児童生徒について、福祉事業所等における受入れ準備が整うまでの間、学校で受入れるなど配慮を行うこと

### 2. 放課後児童クラブに関する財政措置

追加で生じる放課後児童健全育成事業にかかる費用は、保護者負担を求めず、国庫負担割合を10/10として補助することを予定。

### 3. 放課後等デイサービス事業所等の対応

- ・障害福祉サービス等報酬や運営基準等は、柔軟な取扱いを可能とすること
- ・臨時休業日に支援を提供した場合、休業日扱いで基本報酬を算定してよいこと

### 4. 子どもの居場所確保の推進に関する状況の把握について

各都道府県等に対し、実施場所・時間、利用者数などの状況の把握を行うことを予定。

事務連絡  
令和2年3月3日

各府立特別支援学校長様

特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業期間中の  
特別支援学校の対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業期間中において、やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で児童生徒の居場所を確保できない場合について、下記により、受け入れることとしますので、適切に対応していただきますようお願いします。

記

1 対応

- (1) やむを得ず受け入れる場合の要件について
  - ア 自宅及び福祉サービス等で児童生徒の居場所が確保できない場合
  - イ 発熱や咳等の風邪の症状がないこと
- (2) 受入期間について  
令和2年3月5日(木)から臨時休業終了日まで
- (3) 受入時間について  
午前9時から午後3時までの間。ただし、学校の状況により異なる。
- (4) 登下校の方法について  
保護者送迎とする。  
スクールバスでの送迎については、可能となった日から運行することとする。
- (5) 昼食について  
弁当持参とする。
- (6) 申し込みについて  
児童生徒の居場所を確保できず、やむを得ず受け入れを希望する保護者は、各学校に申し込むこととする。  
申し込み方法は各学校で定めることとする。
- (7) 児童生徒の活動  
教育課程に基づく授業は行わない。  
新型ウイルス感染症の感染防止を第一とし、児童生徒が安全に学校での活動が行えるよう配慮した上で、活動を行うこと。

2 その他

- 教職員の体制により受け入れ人数を制限する場合があること。  
医療的ケアが必要な児童生徒についても、感染症のリスクが高い児童生徒に配慮した上で、体制が整う場合は、受け入れることとする。

